

結婚新生活支援事業

結婚に伴う新生活のスタートアップ費用を支援します

●対象世帯:

令和8年1月1日以降に婚姻し、夫婦ともに**39歳以下**の世帯
(久米南町に住民登録があり、5年以上定住の意思があること)

●対象経費:婚姻に伴う**住宅取得、リフォーム、引越**費用で、
令和8年4月1日 から 令和9年3月31日までに支払ったもの

●補助金額:上限 **60**万円

(夫婦の所得が500万円以上の場合は 上限 **50**万円)

●申請期間:令和8年4月1日 ~ 令和9年3月31日 (予定)
予算の範囲内(先着)での補助とさせていただきます

●申請に必要な書類:

夫婦の所得証明書、婚姻を証明できる書類、
対象経費の領収証(令和8年4月1日以降に支払ったもの)

※大切なお知らせ

申請の前に、まずご相談ください。

要件に当てはまる夫婦の世帯のみが対象です。

予算の範囲内(先着)での補助とさせていただきます。



対象となる費用

1 婚姻に伴う住宅取得費用

- 申請時に、夫婦の住民票の住所が、取得した住宅の住所となっていること。
- 売買契約書、工事請負契約書等により契約内容を確認できるもの。
- 交付決定年度4月1日から事業終了日までの間に支払った費用であること。また、支払った額を領収書等により確認できること。
- 婚姻日より前に取得した住宅にあっては、婚姻を機として取得した住宅であって、その取得日が婚姻日から起算して1年以内であること。
(土地取得費用は対象外)

2 婚姻に伴う住宅リフォーム費用

- 申請時に、夫婦の住民票の住所が、リフォームした住宅の住所となっていること。
- 工事請負契約書等により契約内容を確認できるもの。
(DIYの材料費等は対象外)
- 交付決定年度4月1日から事業終了日までの間に支払った費用であること。また、支払った額を領収書等により確認できること。
- 婚姻日より前にリフォームした住宅にあっては、婚姻を機としてリフォームした住宅であって、そのリフォーム日が婚姻日から起算して1年以内であること。
- 婚姻を機としてリフォームした際に要した費用のうち、住宅の機能の維持又は向上を図るために行う修繕、増築、改築、設備更新等の工事費用であること。ただし、倉庫・車庫に関する工事費用、門・フェンス・植栽等の外構に関する工事費用については、対象としない。

3 婚姻に伴う引越費用

- 申請時に、夫婦の住所が、引越後の住宅の住所となっていること。
- 交付決定年度4月1日から事業終了日までの間に支払った費用であること。また、支払った額を領収書等により確認できること。
- 婚姻日より前の引越にあっては、婚姻を機とした引越であって、引越日が婚姻日から起算して1年以内であること。
- 婚姻を機に引越した際に要した費用のうち、引越業者、運送業者等への支払いに関する実費であること。

夫婦ともに39歳以下で、5年以上定住する意思がある世帯が対象です。